資料９－１

第8回振動障害等の防止に係る作業管理のあり方検討会(議事概要)

1　日　時　平成19年6月21日（木）15:00～17:00

2　場　所　厚生労働省　5階　専用第12会議室

3　出席者

〔委員〕

相澤好治、井奈波良一、畝山常人、榊原久孝、鈴木浩明、前田節雄、宮下久和

〔厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課〕

金井労働衛生課長、中屋敷主任中央労働衛生専門官、濱本調査官、橋本係長

4　議事概要

第7回までの検討概要を「これまでの検討概要について（資料8－1）」(以下「資料8－1」という。)に基づいて説明した。

(1)　議題1　「振動値の表示を要する工具(表示対象工具)」について

（意　見）

- 資料8－1の「Ｉ．表示」、「1. 振動値の表示を要する工具(表示対象工具)」の(1)で、「原則としてチェーンソー、卓上用研削盤、床上用研削盤及び昭和57年3月24日付け労働衛生課長内かん(振動工具一覧表)に示された工具といった、いわゆる2時間規制の対象(準ずるものを含む)としてきたものを、振動値の表示が必要な工具とする。」とあるが、手持ち式の動力工具はすべて対象にしてはどうか。【榊原委員、畝山委員、前田委員、宮下委員】
- 将来的に表示が必要な工具が出てきたときに、メーカーが自主的に表示することを後押しできるような規制はできないか。【鈴木委員】
- 今後、表示対象工具が出てくるが、とりあえず、チェーンソー、卓上用研削盤、床上用研削盤及び昭和57年3月24日付け労働衛生課長内かん(振動工具一覧表)への表示でどうか。【井奈波委員】

（課　題）

- 各委員の意見を踏まえつつ、表示対象工具については、事務局で検討することとした。

(2)　議題2　「準拠規格」について

（意　見）

- 資料8－1の「Ｉ．表示」、「2. 準拠規格」の(1)で、「表示する振動値を測定するに当たり、原則として、表示対象工具ごとに、方法は、JISB7762(又は

ISO8662)、ISO22867、EN50144 又は EN60745 の順で適合する規格によることとし、これらの規格とならない表示対象工具、又はこれら規格に拠りがたい事情がある場合は、JISB7761-2 に準拠した測定とする。」とあるが、「EN 規格並びにこれらに準ずるもの」としてはどうか。【畝山委員】

- JIS、ISO は国際規格だが、EN は厳密には国際規格ではないので、EN で振動値を測定できない場合、JISB7761-2 で測定する余地を残しておいていただきたい。【事務局】

（検討結果）

- 原則として表示対象工具ごとに、JISB7762（又は ISO8662）、ISO22867、EN50144 又は EN60745 の順で適合する規格によることとし、これらの規格によらない表示対象工具、又はこれらに拠りがたい事情がある場合は、JISB7761-2 に準拠した測定とすることとした。

(3)　議題 3　「表示すべき箇所」について

（意　見）

- 資料 8－1 の「Ｉ．表示」、「2. 準拠規格」の(4)で、「表示すべき箇所は、工具本体をはじめ、取扱説明書等を含むことが望ましい。」とあるが、工具本体の見やすい箇所に振動の強さを表示し、取扱説明書等には振動測定に関する規格も記載し、メーカー等のホームページも活用してはどうか。【榊原委員】

（検討結果）

- 工具本体の見やすい箇所に振動の強さを表示し、取扱説明書等には振動測定に関する規格も記載し、さらに、メーカー等のホームページも活用することとした。

(4)　議題 4　「最大値を 3G とする規制値」について

（意　見）

- 資料 8－1 の「Ｉ．表示」「3. 換算・互換性等」の(3)で、「「チェーンソーの規格」の適用を受けるチェーンソーにあっては、振動加速度の最大値を 3G とする規制値を設けているが、これを廃止することも含めた見直しをすることとしてよいか。」とあり、いわゆる「3G 規制」については見直すことでどうか。【畝山委員、前田委員】

（検討結果）

- 「チェーンソーの規格」（昭和 52 年告示第 85 号）を改正する場合には、「3G 規制」を見直すこととした。

(5)　議題 5　「騒音」について

- 資料 8−1 の「Ⅲ. その他」「1. 騒音」の(2)で、「メーカーが騒音値を表示するために騒音を測定する場合、その測定は ISO22868 等の国際規格等に準拠するのはどうか。」とあるが、「チェーンソーの規格」による無響室での測定ではなく、半無響室で測定することにしてはどうか。【畝山委員】
- 「チェーンソーの規格」は排気量 40cc 以上のチェーンソーが対象なので、排気量 50cc のチェーンソーの騒音を無響室で、明らかに騒音が小さい排気量 25cc のチェーンソーの騒音を半無響室で測定すると逆転現象が起きるがどうか。【畝山委員】

（課　題）

- 騒音の測定については事務局で検討することとした。

(6)　議題 6　「作業管理と A(8)」について

（意　見）

- 資料 8−1 の「Ⅱ. 作業管理」「3. 作業時間と A(8)」の(1)で、「A(8)の考え方を導入し、振動ばく露対策値や振動ばく露限界値を定めることによる作業時間の規制に加えて、1 日の作業時間の上限を、日本産業衛生学会等を踏まえて設けるのはどうか。」とあるが、1 日の作業時間の上限を 4 時間以下としてはどうか。【榊原委員】
- 上限が一律 2 時間の「一律」を除いては、現行の「チェーンソー取扱い作業指針」及び「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」に基づき作業管理を行うことを考えている。【事務局】

（検討結果）

- 「チェーンソー取扱い作業指針」等における 1 日の作業時間上限については、日本産業衛生学会やこれまでの経緯を踏まえ、何かしらの上限を設けることとした。

(7)　議題 7　「保守管理」について

（意　見）

- 資料 8−1 の「Ⅱ. 作業管理」「5. 保守管理」の(1)で、「表示される振動値は出荷時の値であり、作業後の管理方法等によって振動は変化することがあるから、適切な保守管理について記述することはどうか。」とあり、適切な保守管理は当然だが、労働災害防止団体のテキストに保守管理について記載してもらい、その内容をメーカーのパンフレットに引用してはどうか。【畝山委員】

（検討結果）

- 適切な保守管理を行い、工具を良好な状態に維持していくのが重要ということになった。

以上